

個人情報保護に関する法律の改正に伴う 川崎市個人情報保護制度の在り方について

－ 答 申 －

令和 4 年 7 月

川崎市情報公開運営審議会

目 次

まえがき

1 基本的な考え方	1
2 個人情報保護制度について	1
(1) 条例で定める必要があるとされた事項	1
ア 開示請求における手数料等	1
イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料	2
(2) 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項又は条例で定めることを妨げるものではない事項	3
ア 条例要配慮個人情報	3
イ 個人情報ファイル届出及び保有個人情報業務届出	4
ウ 開示請求における開示情報及び不開示情報の範囲	5
エ 開示請求の諾否の決定期限等	6
オ 訂正請求及び利用停止請求における開示請求の前置	7
カ 審議会への諮問等	7
(3) その他の重要な事項	9
ア 要配慮個人情報	9
イ 安全管理措置	10
ウ 利用及び提供	10
エ 開示請求等に係る任意代理人	11
オ オンライン結合	12
カ 行政機関等匿名加工情報の提案の審査	13
キ 個人情報保護委員による苦情処理	13
ク 運営状況の報告及び公表	14
3 その他の重要な事項	14
(1) 死者に関する情報の取扱い	14
(2) 議会	15
(3) 個人情報保護制度と公文書公開制度との整合	16
参考資料	17
1 諮問書	18
2 川崎市情報公開運営審議会での審議状況	19
3-1 川崎市情報公開運営審議会委員名簿(R2.1.1~R3.12.31)	21
3-2 川崎市情報公開運営審議会委員名簿(R4.1.1~R5.12.31)	22

まえがき

川崎市では、市民の知る権利を実効的に保障し、開かれた市政の実現に向け、政令指定都市ではじめて情報公開条例を制定し、公文書公開制度をはじめ、個人情報保護制度、情報提供制度、公人の資産公開制度及び会議公開制度の5つの制度からなる統合的情報公開制度を推進しているところである。

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として平成17年に施行された「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」は、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

今回の法律改正によって全ての地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものとされ、各地方公共団体においては、同法の施行（地方公共団体が適用を受ける個人情報保護法の規定については、令和5年4月1日施行。）までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の要否を検討の上、適切に対応する必要があるとされたところである。

このようなことから、令和3年10月27日付けで、川崎市長から「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う川崎市の個人情報保護制度の在り方について」の諮問が、川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）になされ、学識者6人からなる小委員会を設置し審議を重ねた上で、当審議会としての審議結果が得られたので、ここに答申するものである。

なお、審議に当たっては、要配慮個人情報の取得制限、オンライン結合の制限など、これまでの本市における個人情報の保護のための取扱いが個人情報保護法の趣旨に反し認められないとされている事項も多い状況において、これまでの川崎市個人情報保護条例の趣旨にも配慮し、個人情報の保護を図っていくための在り方について検討を進めてきたが、なおその運用に当たっては、個人情報の適正な取扱いが図られるよう引き続き十分に検討を行われたい。

最後に、川崎市における本答申の取扱いについては、今後の国の動向や見解等も踏まえ適切な対応を図ることを期待するものである。

令和4年7月27日

川崎市情報公開運営審議会
会 長 湯浅 壘道

1 基本的な考え方

- 令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）による改正後の「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「改正個人情報保護法」という。）の趣旨を踏まえ、川崎市における個人情報保護制度について必要な措置を講じるべきである。

（説明）

- 我が国における個人情報保護制度の基本法である個人情報保護法第7条第1項では、「政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならない。」と規定し、この規定に基づいて「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）が策定されており、官民の幅広い主体が、この基本方針に則して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むよう要請されている。
- 令和4年4月1日に一部変更された基本方針の中で、川崎市を含む地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項として、「地方公共団体の機関や地方独立行政法人が保有する個人情報等については、法の規律が適用されることに伴い、法の趣旨を踏まえつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いに関する条例の制定又は改廃等に取り組む必要がある」とされたところである。
- また、個人情報保護委員会及び総務省では、基本方針の一部変更に関し、令和3年5月19日付け個情第671号・総行第161号にて各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市市議会議長宛てに「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等について」通知がされ、その中で、改正個人情報保護法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の要否を検討の上、適切に対応することが求められているところである。
- 小委員会では、上記通知の中で掲げられている留意事項を踏まえて、改正個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされた事項、必要に応じて条例で定めることが考えられる事項、条例で定めることを妨げるものではない事項及びその他重要と考えられる事項について審議を重ねた結果、個人情報の適正な取扱いについて、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえて必要な措置を講じるべきであるとの審議結果が得られた（なお、整備する具体的な内容については、後述するものとする。）。

2 個人情報保護制度について

（1）条例で定める必要があるとされた事項

ア 開示請求における手数料等

- 実施機関が保有する個人情報の開示請求における手数料は、本人の開示請求権を保障する観点から、現行の手数料を無料として、実費を負担することとするべきである。また、現在の実費負担に関する告示の内容を整理することが適当である。

(説明)

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。
- 川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）では、本人の開示請求権を保障する観点から、これまで開示請求に係る手数料を無料とし、実費（複写代、郵便料）を徴収する取扱いとしている。この取扱いについては、改正個人情報保護法の下においても可能とされており、今回の改正をきっかけに手数料を徴収することとする積極的な理由も見出し難いことから、引き続き、現行どおりの取扱いとするべきである。
- なお、実費については、「保有個人情報の写しの作成等に要する費用の額」（昭和60年川崎市告示第306号）により告示を行い、徴収しているところである。今回、その内容についても検討したところ、フロッピーディスクや光磁気ディスク（MO）など、現在では利用が極端に少ないと考えられるものが含まれている一方、DVD等の主に流通していると考えられる複写物などが対象となっていないので、開示請求者の利便性も考慮した上で、必要に応じて整理を行うことが適当である。

イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

- 手数料は、改正個人情報保護法で規定する「実費を勘案して政令で定める額」を踏まえ、必要に応じて市の特殊事情等を勘案した上で、条例において適切な額の手数料を定めることが適当である。

(説明)

- 改正個人情報保護法において、地方公共団体が保有する個人情報を、民間事業者の提案に基づき、特定の個人を識別することができないように加工して得られる行政機関等匿名加工情報として提供する制度が導入されることとなる。
- 改正個人情報保護法では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。
- 本市における行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については、行政機関等匿名加工情報の作成のための加工に当たって特別のコストが想定されるなどの考慮すべき事情がない限り、改正個人情報保護法で規定する「実費を勘案して政令で定める額」を手数料として条例で定めることが適当である。

(2) 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項又は条例で定めることを妨げるものではない事項

ア 条例要配慮個人情報

- 条例要配慮個人情報は、地域の特性や社会情勢の変化等を踏まえた上で、必要に応じて規定をすることが適当である。

(説明)

- 個人情報保護条例では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等を含む記述等が、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものであることから、要配慮個人情報として規定を定めている。
- 川崎市における要配慮個人情報の範囲は、改正個人情報保護法の範囲と同様であるが、改正個人情報保護法では、要配慮個人情報に加え、地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を条例要配慮個人情報として定めることができることとされた。
- 改正個人情報保護法では、条例において要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報の取得制限に関する規定を置くことは認められていないものの、条例要配慮個人情報を定めることによる意義としては、条例要配慮個人情報であることを条例に規定することで、これらの情報が取得及び管理を行う上で配慮を要するものであることを明らかにし、その適正な取扱いが図られる効果があると考えられるところである。
- 一方で、要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報を含む個人情報の保有については、改正個人情報保護法において、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的はできる限り特定しなければならないとされ、行政機関等はその特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないとされていることから、このような取扱いが確保されている限りにおいて、これまでと同様に適正な取得及び管理が可能とも考えられ、なお条例要配慮個人情報として定め、明示する必要があるか否かについては慎重に判断することが必要と考えられる。
- 条例要配慮個人情報を規定するに当たっては、本市において本人に対する不当な差別や偏見その他の不利益が生じているという事実やそのおそれがあるか否かの適切な把握とその事実等に係る本市としての地域の特性その他の事情等の立法事実の有無の確認、また、条例要配慮個人情報とすることで生じる社会や本市の事務又は事業への影響の確認や社会情勢の変化等を踏まえた上で、国が示している事例に限らず、慎重かつ広範に検討を進めていくことが適当である。
- なお、これらの状況を踏まえて条例要配慮個人情報を規定するについても、規定することによる影響もあるものと考えられることから、その定義や範囲が曖

味となって混乱を招くことがないよう、適切に規定を定めることが必要である。また、個人情報保護法が定める個人情報の保有の制限に関する規定が適正に運用され、個人情報安易に保有されることがないよう、引き続き、実施機関に対して周知、徹底を図りたい。

イ 個人情報ファイル届出及び保有個人情報業務届出

- 個人情報保護条例では、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときはあらかじめ市長に届け出ることを定めており、この届出に関する手続は、引き続き維持するべきである。
- 個人情報ファイルの届出を行う業務の範囲は、現行のとおりとするのが適当である。
- 個人情報ファイルの届出書には、改正個人情報保護法に定める項目の他に、もともと届出事項としている個人情報を収集する法令の根拠を項目として記載することが適当である。
- 本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイルについても、特定の個人が識別されないことを確認の上、個人情報ファイル簿の作成及び公表をするべきである。
- 個人情報を取り扱う業務単位での届出については、現行のとおり行うこととするのが適当である。

(説明)

- 改正個人情報保護法では、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関等の行政機関（以下「行政機関」という。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ個人情報保護委員会へ事前通知を行うことが定められているが、この規定については地方公共団体への適用はない。一方で、個人情報ファイルから個人情報ファイル簿を作成し、及び公表することを定めている改正個人情報保護法の規定については地方公共団体も適用を受けることとなる。個人情報ファイル簿の作成及び公表については、実施機関ごとに行うのではなく、市としてとりまとめて行うことが個人情報の取扱いに関する情報の適切な提供に資することから、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、引き続き、あらかじめ市長に届け出ることとし、個人情報ファイル簿の作成及び公表を市長においてまとめて行うこととするべきである。
- 改正個人情報保護法では、行政機関による個人情報保護委員会への個人情報ファイルの保有に関する事前通知の規定について、これを適用しない個人情報ファイルを定めている。川崎市においては、実施機関が保有する個人情報ファイルについて、市が一元的に把握できるようにしておくことは重要であることから、保有する期間が短期であるものなど、現在、川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市規則第94号）において個人情報ファイルの届出の対象外としているものを除き、実施機関が保有しようとする個人情報ファイル

はすべて届出の対象とすることが適当である。

- 個人情報ファイルの届出書に記載すべき項目について、個人情報保護条例では、届け出る項目として個人情報を収集する法令の根拠を設けている。これは、個人情報を収集する理由等を市民が把握する上で有用な情報と考えられることから、引き続き、個人情報ファイルに記載すべき項目とすることが適当である。
- 改正個人情報保護法では、個人情報ファイルの本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たないものについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定の適用を除外している。しかし、個人情報の取扱いに関する情報の適切な提供のためには、引き続き、本人の数が政令で定める数未満のものであってもできる限り公表することが望ましい。このことから、当該個人情報ファイルを公表することで特定の個人が識別されるおそれがある場合を除き、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行うことが適当である。
- 改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げないとしている。
- 個人情報保護条例では、個人情報ファイルとして届出のあった業務を除き、業務上の必要により個人情報を保有する場合について保有個人情報業務の開始の届出を定めている。この届出は、個人情報ファイルの届出を補完するものとして定めているもので、実施機関が保有する個人情報について、市が一元的に把握できるようにしておくことは重要であることから、引き続き、保有個人情報業務の開始の届出を行うこととすることが適当である。

ウ 開示請求における開示情報及び不開示情報の範囲

- 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に開示する情報として定める公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分のうち、改正個人情報保護法では開示する情報として定められていない公務員等の氏名については、開示する情報とすべきである。
- 情報公開条例に開示しない情報として定める、公にすることにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報については、引き続き、開示しない情報とすべきである。

（説明）

- 改正個人情報保護法では、開示請求において、個人に関する情報のうち、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示する情報として定めている。
- 情報公開条例では、開示請求において、個人に関する情報のうち、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であると

きは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に加え、当該公務員等の氏名も開示する情報として定めている。これは、個人情報保護条例でも同様の取扱いとしているところである。

- 改正個人情報保護法の下においても、行政の説明責任の観点から、職務の遂行に係る公務員等の氏名については開示する情報であることを明確にするべきである。
- 改正個人情報保護法では、情報公開条例で開示しない情報として定める、公にすることにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報が規定されていない。このような情報については、改正個人情報保護法に定めるその他の不開示情報に当てはまるかどうかを検討することとなると考えられる。なお、個人情報保護条例でも情報公開条例と同様の取扱いとしているところである。
- 情報公開条例で定める、公にすることにより人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報は、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を危害から保護し、又は当該危害等を除去する必要があるものであり、このような情報の保護性は現在においても維持されるべきものであることから、引き続き、開示しない情報とするべきである。

エ 開示請求の諾否の決定期限等

- 開示請求の諾否の決定期限は、市民サービスの低下を招かないために、現行の制度に合わせるべきである。

(説明)

- 個人情報保護条例及び情報公開条例では、開示請求に係る諾否の決定は、当該請求があった日から起算して15日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、諾否の決定期限を45日以内に限り延長することができることとしている。
- 改正個人情報保護法では、開示請求に係る諾否の決定は、当該請求があった日から30日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、諾否の決定期限を30日以内に限り延長することができることとしている。なお、開示請求に係る諾否の決定期限又は延長期限は、それぞれ個別に短縮する条例を定めることはできるものの、これを延長する条例を定めることはできないとされている。
- 開示請求に係る諾否の決定期限を、現行の、請求のあった日から起算して15日以内から30日以内に延長することは、市民サービスの低下を招くため、開示請求の諾否の決定期限は現行どおりとし、延長期限は、改正個人情報保護法の定める30日以内とするべきである。
- なお、改正個人情報保護法では、訂正請求に係る訂正決定等及び利用停止請求に係る利用停止決定等は、それぞれ、請求があった日から30日以内にしなければ

ればならないとしている。個人情報保護条例では、訂正請求に係る訂正決定等及び利用停止請求に係る利用停止決定等は、当該請求があった日から起算して30日以内としている。これについても、改正個人情報保護法の規定に従えば、それぞれの請求に係る決定期限が伸びることとなり、市民サービスの低下を招くため、引き続き、現行の制度に合わせることも適当である。

オ 訂正請求及び利用停止請求における開示請求の前置

- 訂正請求及び利用停止請求は、市民サービスの低下を招かないために、現行の制度のとおり、開示を受けていない保有個人情報についても、それぞれの請求の対象とするべきである。

(説明)

- 改正個人情報保護法では、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに訂正請求を、また、改正個人情報保護法に定める保有個人情報の取扱いがなされていないと思料するときに利用停止請求をすることができるとされているが、この訂正請求又は利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に請求することが要件とされている。
- 個人情報保護条例では、訂正請求又は利用停止請求について、これらの請求前に保有個人情報の開示を受けることを要件として定めてはいない。
- 改正個人情報保護法の定めるこのような開示請求の前置については、すでに訂正請求又は利用停止請求をしようとする市民が当該公文書を保有している可能性も考えられること、また、実施機関が改正個人情報保護法の定める取扱いに明らかに違反しているときなどについても開示を受けることを前提とすることは、市民に必要以上の負担を掛けてしまうこととなることは明らかである。また、改正個人情報保護法が開示請求を前提としているのは、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るためとしているところ、本市においてこれまでのところ、開示請求を前提としなければ安定的な運用が図れないといった状況にもないと考えられる。このことから、開示を受けていない保有個人情報についても、引き続き、訂正請求又は利用停止請求の対象とするべきである。

カ 審議会への諮問等

- 改正個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、引き続き、審議会の意見を聴くことができるようにすることが適当である。

(説明)

- 審議会では、現在、個人情報保護制度について、情報公開条例に定める個人情報保護制度の運営に関する重要事項の調査審議のほかに、個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項の調査審議を行っている。

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、その第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされている。
- 一方で、改正個人情報保護法では、審議会について、保有個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の改正の趣旨に照らして許容されないこと、また、オンライン結合や目的外利用などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、審議会等への諮問を行うことは許容されないこととされ、本市においてこれまで、個人情報の保護を図るために審議会に諮問していた事案について典型的に審議会へ諮問することができないこととされている。
- 個人情報保護制度における地方公共団体に対する規律については、その解釈運用・監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担うとされており、また、改正個人情報保護法では、地方公共団体は必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができるとされている。
- 審議会は、個人情報保護制度のみでなく、公文書公開制度、情報提供制度、公人の資産公開制度及び会議公開制度の5つの制度からなる統合的情報公開制度の適正かつ円滑な運営を統合的に進めてきているところであり、この点について、今後とも、審議会が重要な役割を果たす必要があると考えられるところである。
- 個人情報保護制度についても、市の施策の継続性を確保し、市民の権利利益を保護するために、条例の制定改廃を行う場合、地域の特殊性に応じた独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、個人情報の取扱いにおける適正な運用を行うための細則、基準等を定める場合など、市として、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことや市民への説明責任を果たすことが特に必要であると認める場合には、引き続き、審議会へ諮問することとすることが適当である。
- また、個人情報ファイル届出等に関する報告、個人情報保護制度の運営状況に関する報告、保有個人情報の目的外の利用又は提供、オンライン結合等における個人情報の適正な取扱いのための報告など、市として、説明責任を果たし、透明性の確保を図っていく必要がある事項について審議会へ報告することとすることが適当である。

(3) その他の重要な事項

ア 要配慮個人情報

- 改正個人情報保護法に基づき要配慮個人情報を保有するときは、個人情報ファイル又は個人情報を保有する業務の開始の届出（以下「個人情報ファイル届出等」という。）に当たり、所掌事務又は業務を遂行する上での保有の必要性を具体的に記載する項目を追加して公表することとし、個人情報の取扱いについて一層の透明性の向上を図ることが適当である。
- 個人情報ファイル届出等があったときは、引き続き、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告することが適当である。
- 審議会の意見を聴いて定めている「保有の一般的制限の例外とする要配慮個人情報の類型」（以下「類型」という。）については、実施機関が要配慮個人情報を保有しようとする場合に当たり、その範囲をより限定的に解釈するなどの対応が求められることから、引き続き、類型に基づく慎重な取扱いを図ることが適当である。

(説明)

- 要配慮個人情報は、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものであり、そのような性質に鑑みれば、要配慮個人情報の取扱いについて透明性を確保する必要性は変わらない。このことから、個人情報ファイル届出等に当たっては、要配慮個人情報の保有の有無及び項目に加え、所掌事務又は業務を遂行する上での保有の必要性を具体的に記載する項目を追加し、個人情報ファイルの届出の内容を公表することで、個人情報の取扱いについて一層の透明性の向上を図ることが適当である。
- 個人情報ファイル届出等があった場合には、個人情報保護条例に基づき審議会へ報告を行い、また、個人情報ファイル届出等の公表を行っている。審議会への報告及び公表は、個人情報の取扱いの透明性の確保を図る上で重要な手続であることから、引き続き、審議会に報告し、質疑に対応することとし、併せて公表することとするのが適当である。
- 個人情報保護条例では、要配慮個人情報の保有は、法令に基づく場合又は正当な行政執行に関連しその権限の範囲内において行われると認められるときに限りできることとしている。この「正当な行政執行」の範囲を努めて限定的に解釈し、その運用に慎重を期すため類型を定めている。改正個人情報保護法においては、要配慮個人情報を含む個人情報の保有は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定し、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならないとしているが、より適正な個人情報の保護に努める観点から、その必要な範囲を限定的に解釈するための類型を引き続き定め、要配慮個人情報の保有について慎重な運用を行うことが適当である。

イ 安全管理措置

- 行政機関等匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報等の安全管理措置については、個人情報と同様に必要な措置について、川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則（平成17年川崎市規則第72号）等に適切に定めることが適当である。

(説明)

- 川崎市では、実施機関が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例に定める規定に基づき、より具体的な管理措置に関する規定を川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則に定め、このうち、特に情報システムのセキュリティ確保に関する取扱いを川崎市情報セキュリティ基準に定めて管理を行っている。
- 改正個人情報保護法では、個人情報のほかに、行政機関等匿名加工情報、仮名加工情報及び個人関連情報が定義として追加されている。行政機関等匿名加工情報とは「特定の個人を識別することできないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報」、仮名加工情報とは「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工されたもの」、個人関連情報とは「生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」とそれぞれ定義され、いずれもこれだけでは個人情報には当たらないとされている。
- 一方、行政機関等匿名加工情報、仮名加工情報及び個人関連情報に係る安全管理措置の在り方についても、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な措置を講じることが求められていることから、川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則に必要な安全管理措置に関する規定を適切に追加し、また、川崎市情報セキュリティ基準にのっとり適切な運用を行うことが適当である。

ウ 利用及び提供

- 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供（以下「目的外利用等」という。）については、実施機関による保有個人情報の適正な取扱いが図られるよう、引き続き、審議会において目的外利用等に係る基準表を定めて運用を行い、保有個人情報の取扱いについて慎重な配慮を行うべきである。
- 実施機関において目的外利用等をしようとするときは、引き続き、その旨を市長に届け出ることとするべきである。また、透明性の確保のために、目的外利用等の状況は、引き続き、公表していくことが適当である。
- 実施機関において目的外利用等をしたときは、引き続き、速やかにその事実を本人に通知することとするべきである。
- 目的外利用等に係る基準表に定めのない場合や目的外利用等に疑義のある場合については、必要に応じて審議会へ報告を行うこととするなど、保有個人情報の適正な取扱いを確保していくことが適当である。

(説明)

- 個人情報保護条例では、目的外利用等を原則として認めておらず、例外的に目的外利用等をできる場合を定めている。また、実施機関による保有個人情報の適正な取扱い、事務の効率化等を目的として目的外利用等に係る基準表を定めて運用しているところである。
- 改正個人情報保護法に基づく目的外利用等においても、その運用が実施機関において恣意的に行われてはならず、適正な取扱いを行う必要があることは変わらないことから、改正個人情報保護法の定める目的外利用等が適正に行われるよう、引き続き、個人情報保護の趣旨を踏まえた目的外利用等に係る基準表を策定して運用を行うべきである。
- 個人情報保護条例では、実施機関が目的外利用等をしようとするときは、市長へ届け出ることを定め、また、届出の内容の公表及び審議会への報告を行っている。これは、保有個人情報の適正な取扱いについての説明と透明性の確保を目的としているところである。改正個人情報保護法に基づく目的外利用等に当たっても、その必要性に変わりはないことから、引き続き、事前の市長への届出を行うようにするべきである。また、届出の内容の公表、審議会への報告等による保有個人情報の適正な取扱いの説明と透明性の確保を維持することが適当である。
- 実施機関が目的外利用等をしたときは、川崎市個人情報保護条例施行規則に定める場合を除き、本人にその旨を通知することを定めている。これは、自己情報が行政によってどのように利用されているのか、また、適正に取り扱われているか否かを知る権利を保障するものであり、改正個人情報保護法に基づく利用及び提供に当たっても、同様に保障されるべきものであることから、引き続き、本人への通知について維持すべきである。
- 本市では、基準表に定める事由に該当しない場合や保有個人情報の目的外利用等に疑義のある場合については、審議会へ諮問し、審議会の意見を聴いて実施機関が認めた場合に限り目的外利用等を行っている。改正個人情報保護法では、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることはできず、個人情報保護委員会へ必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができることとされているところであるが、必要に応じて審議会に実施機関から報告等を行うことにより、保有個人情報の適正な取扱いを確保していくことが適当である。

エ 開示請求等に係る任意代理人

- 個人情報保護の観点から、本人の意思確認は重要であることから、必要に応じて、本人の意思確認を行うようにするべきである。

(説明)

- 改正個人情報保護法では、本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が、本人に代わって開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請

求等」という。)を行うことができることとされている。

- 任意代理人は、法定代理人と異なり本人から委任を受けていることが要件であり、なりすまし等による開示請求制度の悪用を防止するといった観点から、必要に応じた本人の意思確認は重要である。
- 個人情報保護条例では、開示請求等を使者や任意代理人が行う場合には、本人に対し開示請求等の意思確認を行っている。なお、任意代理人による開示請求等は認められているものの、これは、本人が請求することができないやむを得ない理由がある場合に限っている。改正個人情報保護法の下では、任意代理人からの請求について、このような理由がない場合も認められることとなるが、なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合に適切に本人意思確認を行うことなどにより、本人の権利利益を損なうことのないよう対応すべきである。
- また、法定代理人からの申請があった場合においても、なりすましや利益相反の防止といった観点からは、特に義務教育終了後は必要に応じて本人意思確認を行うことなどにより、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが適当である。

オ オンライン結合

- オンライン結合については、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事前の監査の実施、市長への届出書の提出、必要に応じて審議会に報告するなど、オンライン結合の手続について定めることが適当である。

(説明)

- 個人情報保護条例では、オンライン結合（実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の接続をして保有個人情報の電子計算機による処理を行うことをいう。）が、通常のマニュアル処理の場合よりもデータの蓄積、加工、利用等が容易に行えることから、それ自体が個人情報の保護を侵害する危険性を内包していることに鑑み、マニュアル処理よりも厳格な規律が必要であるとの認識の下、オンライン結合を原則として認めておらず、例外的に、法令の定めがあるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて認めたときに限ることとしている。
- 改正個人情報保護法では、このオンライン結合について規定を定めておらず、また、同法の趣旨から、類型的に審議会等への諮問を行うべきとする旨を条例で定めることはできないこととされている。
- 現行の個人情報保護条例において審議会に諮問することが必要なオンライン結合については、審議会において、川崎市職員の個人情報の取扱いに関する規則、川崎市情報セキュリティ基準等に定める安全管理措置が行われているか否かを審議し、意見を述べてきたところである。このような安全管理措置が行われているか否かについて実施機関以外のものが確認をする必要性は、個人情報の保護の観点から、変わらないものと考えられる。

- このことから、法令の定めがある場合などの一定の場合を除き、オンライン結合を実施する場合は、国の定めるセキュリティポリシー、川崎市情報セキュリティ基準等にのっとりとしたオンライン結合が構築されているか否かについて第三者に事前に監査依頼を行うことや安全管理の方法等について定めた届出書の市長への提出を行うこと、必要に応じて審議会へ報告を行うこととするなど、オンライン結合のための必要な手続を定めることとすることが適当である。

カ 行政機関等匿名加工情報の提案の審査

- 行政機関等匿名加工情報の提案の審査については、提案に係る事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであるか否かの審査基準が改正個人情報保護法で設けられているところ、当該基準に該当するか否かの審査に当たっては、参照基準を審議会として策定することにより、審査の公平性を担保するものとするのが適当である。

(説明)

- 改正個人情報保護法では、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別できないように加工した匿名加工情報を、民間事業者に提供する制度が地方公共団体の機関に新たに導入されることとなり、行政機関等匿名加工情報の提案を受けた場合には、提案の審査を行うこととされている。
- 改正個人情報保護法において、提案に係る事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであるか否かの審査基準が設けられている。当該基準に該当するか否かの審査に当たっては、必ずしも専門家の知見を得なければならないものではなく、また、参照する基準の策定のために、必要な専門的知見を有する有識者に対して意見聴取を行うことはできることとされていることから、審査に当たっての参照基準を審議会として策定するなど、審査の公平性を担保したものにすることが適当である。

キ 個人情報保護委員による苦情処理

- 改正個人情報保護法に定める苦情処理については、実施機関による対応に加え、市が委嘱している個人情報保護委員においても対応しているものことから、引き続き、苦情処理制度を維持することが適当である。

(説明)

- 個人情報保護条例では、市長は、個人情報の保護に関する苦情について、公正かつ簡易迅速な処理を図るため、川崎市個人情報保護委員を置いている。保護委員は、苦情の申出に基づき、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、個人情報の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう勧告することができることとしている。
- 改正個人情報保護法では、地方公共団体に対し、同法第14条において「事業者と本人との間に生じた苦情」について、同法第128条において「行政機関

等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情」について、それぞれその処理を行う努力義務が規定されている。

- 今後も、苦情の円滑かつ迅速な処理に資するよう、日頃から個人情報保護委員会との連携を密にしていくことは重要であるが、個人情報保護委員会が示すガイドライン等を十分に参照した上で、引き続き、個人情報保護委員が任意の協力を求める形で実施機関、事業者等に対して事実確認及び是正勧告を行う苦情処理制度を維持することが適当である。

ク 運営状況の報告及び公表

- 個人情報保護制度の運営状況の議会への報告及び公表については、引き続き行うこととすることが適当である。

(説明)

- 個人情報保護条例では、個人情報保護制度の運営状況を取りまとめ、これを議会に報告し、及び公表することを定めている。
- 改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会が同法の施行の状況について報告を求めることができるとされ、同委員会がその概要を公表することとされている。
- 本市における個人情報保護制度の運営状況について議会へ報告し、及び公表することは、市民の理解と信頼を深め、制度のより公正な運営を図るためであり、また、特に議会への報告を義務付けているのは、市民の代表である議会に報告することにより、情報を公開するとともに、個人情報保護に係る施策への取組み姿勢を示すものであり、このような議会への報告及び公表の必要性については、改正個人情報保護法に基づく制度の運営に当たっても変わりはないことから、引き続き、議会への報告及び公表を行うこととすることが適当である。

3 その他の重要な事項

(1) 死者に関する情報の取扱い

ア 死者に関する情報の管理について

- 死者に関する情報については、個人情報保護法では、個人情報ではなく、同法の保護の対象ではないが、漏えいなどの防止のため、引き続き適正な維持管理を行うべきである。

(説明)

- 個人情報保護条例では、死者に関する情報を個人情報として生存する個人に関する情報と同様の規律を適用して管理を行っている。
- 改正個人情報保護法では、個人情報は生存する個人に関する情報のみに限ることとされ、死者に関する情報は個人情報の対象から除かれることとなり、また、死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないこととされた。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある

場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となるとしている。

- 死者に関する情報については、死者に権利能力がないため、自己に関する情報の開示請求権等を行行使できないが、死者に関する情報の不適正な取扱いが死者の名誉を傷つけたり、遺族等の生存する個人の権利利益を侵害するおそれもある。また、改正個人情報保護法の趣旨である、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合に当たるか否かについては、実施機関において判断することは一義的には難しいと考えられることから、引き続き、個人情報に準じた適正な管理を行うよう措置を講じるべきである。

イ 死者に関する情報の開示請求について

- 死者に関する情報の開示請求については、改正個人情報保護法上、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合には、当該生存する個人に関する情報として改正個人情報保護法の保護の対象となるとされていることから、遺族等の判断に当たっては適切に運用することが適当である。

(説明)

- 個人情報保護条例では、死者に関する情報については遺族請求として本人の配偶者、子又は血族である父母（これらの者がいない場合は本人の血族である兄弟姉妹）に対して認めているところである。
- 改正個人情報保護法では、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合には、当該生存する個人にとって自己を本人とする保有個人情報に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となるとされている。
- 死者に関する情報も、本人の死亡により本人の保有個人情報の要保護性が直ちに失われたとまでは言えないことから、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえ、当該死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報に当たるか否かの判断を慎重に行い、死者に関する情報が安易に開示されることにならないよう適切に運用することが適当である。

(2) 議会

- 個人情報保護条例では、議会も含めて統一的な運営がなされているところであるが、改正個人情報保護法に定める地方公共団体の機関から議会は除外されることから、自律的に個人情報の取扱いに関する条例を定めることについて検討するべきである。

(説明)

- 個人情報保護条例では、個人情報の保護に関する制度を実施する機関である「実施機関」として、市長をはじめとした本市の機関等を規定しており、この

中に議会も含まれている。

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体の議会については、個人情報保護法に定める地方公共団体の機関から除外されており、同法第5章に規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とならず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待されていることから、議会における個人情報の適切な取扱いが引き続き確保されるよう、議会において個人情報の保護に関する条例を定めることについて検討するべきである。

(3) 個人情報保護制度と公文書公開制度との整合

- 改正個人情報保護法における地方公共団体の機関から議会が除外されることとなるが、情報公開条例における実施機関には、引き続き、議会を含むこととするべきである。

(説明)

- 個人情報保護条例及び情報公開条例では、それぞれ個人情報保護制度及び公文書公開制度を実施する本市の機関を、議会を含めて実施機関として定めており、実施機関は、情報の管理責任者と市民からの情報開示請求等に対し決定を行う処分庁としての性格を併せ有している。
- 改正個人情報保護法では、地方公共団体の議会は、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待されるものとして、同法に定める地方公共団体の機関から議会が除かれている。
- 本市は、個人情報保護制度をはじめ、公文書公開制度、情報提供制度、公人の資産公開制度及び会議公開制度の5つの制度からなる統合的情報公開制度を推進しているところであるが、公文書公開制度についても議会を除外することは、これらの各制度の統一的な運営を図る上で支障を生じさせる可能性も否定できないことから、情報公開条例における実施機関には、引き続き、議会を含めることとするべきである。

参 考 资 料

1 諮問書



3川総行情第805号
令和3年10月27日

川崎市情報公開運営審議会
会長 湯浅 壘道 様

川崎市長 福田 紀彦

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う川崎市の個人情報保護制度の在り方について（諮問）

令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律の改正法が公布され、国の行政機関及び独立行政法人等に関する規定については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、地方公共団体及び地方独立行政法人については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行されることとなりました。今回の改正法によって全ての地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものであり、各地方公共団体においては、同法の施行までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の要否を検討の上、適切に対応する必要があります。

つきましては、本市の個人情報保護制度について必要な対応を検討する必要がありますので、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第33条第2項第2号の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う川崎市の個人情報保護制度の在り方について

2 川崎市情報公開運営審議会での審議状況

(1) 川崎市情報公開運営審議会（全体会）

回数	開催日時	開催場所	主な審議事項
1	令和3年11月1日（月） 午前9時半～午前10時半	市役所第3庁舎18階 大会議室	●諮問について ●小委員会の設置について
2	令和4年7月25日（月） 午後2時～午後4時	市役所第3庁舎18階 大会議室	●答申案の審議・決定

(2) 川崎市情報公開運営審議会小委員会

回数	開催日時	開催場所	主な審議事項
1	令和4年3月3日（木） 午前11時30分～正午	市役所第3庁舎15階 第2・第3会議室	●小委員会委員長の選任 ●諮問の概要 ●検討事項について（案）
2	令和4年3月29日（火） 午前10時～ 午前11時30分	市役所第3庁舎18階 第1会議室	●検討事項の追加及び今後のスケジュールについて ●開示請求に係る手続について ●個人情報保護委員による苦情処理制度の維持について
3	令和4年4月20日（水） 午後2時～午後4時	市役所第3庁舎18階 大会議室	●議会局の個人情報保護制度について ●個人情報の定義（死者）について ●安全管理措置について
4	令和4年5月12日（木） 午後2時～午後4時05分	市役所第3庁舎18階 第1会議室	●保有個人情報の目的外利用・提供について ●要配慮個人情報の取得等について
5	令和4年6月1日（水） 午後2時～午後4時	市役所第3庁舎18階 第1会議室	●条例要配慮個人情報について ●個人情報ファイル及び保有個人情報業務届について ●不開示情報の情報公開条例との整合について ●個人情報保護条例と情報公開条例との整合について

回数	開催日時	開催場所	主な審議事項
6	令和4年6月22日(水) 午後2時～午後4時30分	市役所第3庁舎18階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン結合について ●個人情報保護条例と情報公開条例の整合について ●行政機関等匿名加工情報の提供制度について ●審議会の役割(諮問事項等)について
7	令和4年7月15日(金) 午前10時～ 午前11時30分	市役所第3庁舎18階 第1会議室 (対面・WEB併用)	<ul style="list-style-type: none"> ●答申(案)

3-1 川崎市情報公開運営審議会委員名簿

※任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

区分	氏名	所属団体等	備考
市民委員	浦野敏行	川崎商工会議所副会頭	
	木村克俊	市民公募委員	
	櫻井裕二	川崎市全町内会連合会理事	
	田邊静江	川崎市民生委員児童委員協議会	
	梁取広幸	市民公募委員	
	由井裕一	市民公募委員	
	渡部堅三	川崎地域連合副議長	
学識経験者	板垣勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授	副会長
	富田千鶴	前川崎市個人情報保護委員、弁護士	
	中澤陽子	弁護士	
	早川和宏	東洋大学法学部教授	
	村上佳子	(株)日本総合研究所法務部次長	
	山本龍彦	慶應義塾大学法務研究科教授	
	湯浅壘道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授	会長
	和城信行	神奈川新聞社川崎総局長	

3-2 川崎市情報公開運営審議会委員名簿

※任期：令和4年1月1日～令和5年12月31日

区分	氏名	所属団体等	備考
市民委員	浦野敏行	川崎商工会議所副会頭	
	岡倉進	川崎市全町内会連合会理事	
	後藤正巳	市民公募委員	
	齊藤恵治	川崎地域連合副議長	
	星川美代子	川崎市民生委員児童委員協議会	
	八巻義徳	市民公募委員	
	渡辺俊夫	市民公募委員	
学識経験者	嘉藤亮	神奈川大学法学部教授	小委員会委員
	富田千鶴	前川崎市個人情報保護委員、弁護士	小委員会委員
	中澤陽子	弁護士	
	早川和宏	東洋大学法学部教授	小委員会委員
	村上佳子	(株)日本総合研究所法務部次長	副会長、小委員会委員
	山本龍彦	慶應義塾大学法務研究科教授	小委員会委員
	湯浅壘道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授	会長、小委員会委員長
	渡辺渉	神奈川新聞社報道部地域報道統括部長	